

高度処理型 浄化槽設置費補助制度のご案内

浄化槽の大きさ（人槽）算定は

浄化槽の大きさ（人槽）は設置する住宅の面積などによって算定されます。算定の基準は「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」（JIS A 3302-2000）に基づき下表のとおり算出されます。

※ただし、下記の表にて算定された人槽が明らかに実情に沿わない場合は、実情に応じて人槽を増減することができます。詳しくは、県央保健所（建築確認申請が必要な場合は県央振興局建築課又は指定確認検査機関）にお問い合わせください。

住宅の延べ面積	浄化槽の大きさ(人槽)
130㎡以下	5人槽
130㎡超	7人槽
2世帯住宅 ※	10人槽

※「2世帯住宅」とは、一般的に台所や風呂などが世帯ごとにある場合となっていますが、浄化槽の設置届出の時点で状況に応じて県（保健所）において決定されます。

補助申請手続きの流れは

①補助対象区域、補助対象要件に該当するかの確認

※市経営管理課にお問い合わせください



②浄化槽工事業者の選定

※複数の業者から見積りを取ることをお勧めします



③長崎県県央保健所に浄化槽設置届を提出

※建築確認申請が必要な場合は、長崎県県央振興局建築課に提出



④市に補助金の交付申請

※申請期限は、毎年2月末です（3月中は申請できません）



市から申請者宛てに交付決定通知の送付



⑤工事着工

※交付決定前の工事着工は認められません

※申請内容を変更する場合は事前に変更申請又は変更届が必要です



⑥市に実績報告書を提出（工事完了から30日以内）

※提出期限は、工事完了から30日又は3月24日のいずれか早い日です



市が完了検査を実施、補助金交付額の確定通知の送付



⑦市に補助金の請求書を提出



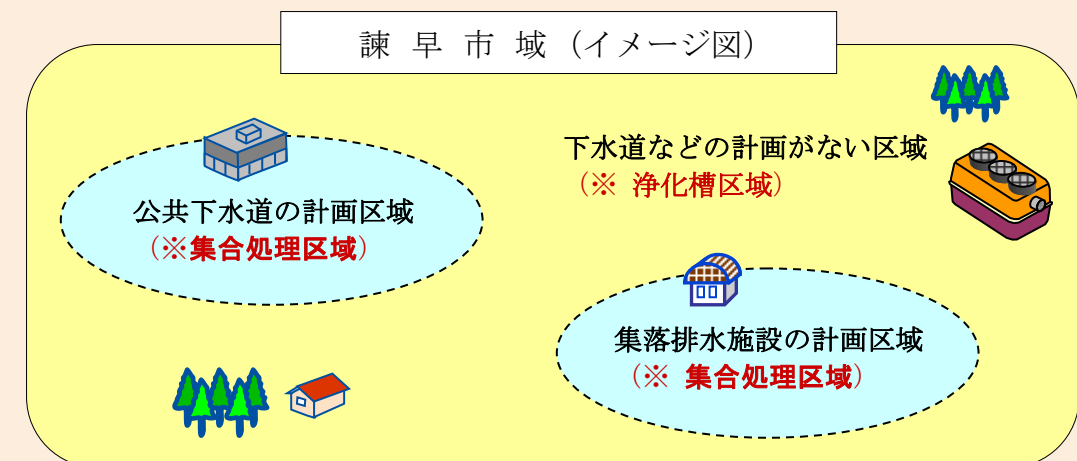
市から申請者の口座へ補助金の振り込み

◎公共用水域の水質保全に資するため、浄化槽を設置する方に対し、補助金を交付します。

◎補助の対象となる浄化槽は、窒素またはリンが除去できる「**高度処理型浄化槽**」に限定しています。

※通常型の浄化槽は補助の対象外ですのでご注意ください。

◎効率的な生活排水対策を進めるため、下水道などの計画のある区域（＝**集合処理区域**）と、計画のない区域（＝**浄化槽区域**）とに区分し、浄化槽区域については補助額を増額しています。



■補助対象の要件

- ①汚水処理の未普及解消につながる自己の居住の用に供する「**専用住宅**」または「**居住部分が延べ床面積の3分の2を超える併用住宅**」に、高度処理型浄化槽（50人槽以下）を設置するものであること。
- ②「**その他建物**」（上記以外の専用住宅・併用住宅、賃貸住宅、店舗、事務所、アパート等）に、高度処理型浄化槽を設置するものであること。
- ③「**集合処理区域**」においては、事業計画区域外で7年以上整備が見込めない区域であること。（事業計画区域内であっても、7年以上整備が見込めない区域については対象となる場合があります。整備予定計画区域は、毎年度見直しますのでお尋ねください。）
- ④次のいずれかに該当しないこと。

- (1) 建築確認申請又は浄化槽設置届を行っていない場合
 - (2) 補助金の交付決定前に設置工事に着手した場合
 - (3) 他の制度による補助等（公共事業等に伴う移転による補償を含む）を受ける場合
 - (4) 市税等に滞納がある場合
 - (5) 過去10年間に本制度の補助金を受けたことがある場合
 - (6) 既存の合併処理浄化槽を更新する場合
- ※(5)(6)の場合で、災害を伴うものは別途ご相談ください。

補助金、自己負担の額は

補助金の額は、浄化槽の設置工事費の85%（1,000円未満の端数は切捨て）と、専用住宅等においては集合処理区域または浄化槽区域の各人槽ごと、その他建物においては各人槽ごとに定められた限度額と比較して、**いずれか低いほうの額**となります。

補助対象額	補助限度額				
	浄化槽の区分	未普及解消につながる専用住宅等			その他建物
		住宅の区分	集合処理区域	浄化槽区域	
設置工事費の85% ただし、右記額を限度額とする	5人槽	新築	440,000円	700,000円	360,000円
		既存	590,000円		
	6～7人槽	新築	530,000円	860,000円	462,000円
		既存	710,000円		
	8人槽以上	新築	680,000円	1,120,000円	585,000円
		既存	900,000円		

○専用住宅等の自己負担の額（過去の事例を参考に算定）

区域	浄化槽の区分	住宅の区分	モデル工事費	補助額(どちらか低い方)		モデル自己負担
				工事費×0.85	限度額	
集合処理区域	5人槽	新築	693,000	589,000	440,000	253,000
		既存	882,200	749,000	590,000	292,200
	6～7人槽	新築	904,200	768,000	530,000	374,200
		既存	1,081,300	919,000	710,000	371,300
	8人槽以上	新築	1,375,000	1,168,000	680,000	695,000
		既存	1,328,800	1,129,000	900,000	428,800
浄化槽区域	5人槽	—	700,000	595,000	700,000	105,000
	6～7人槽	—	935,000	794,000	860,000	141,000
	8人槽以上	—	1,562,000	1,327,000	1,120,000	442,000

※モデル工事費とは、R2～R6までの5か年において、補助申請された工事費のうち最も低い額

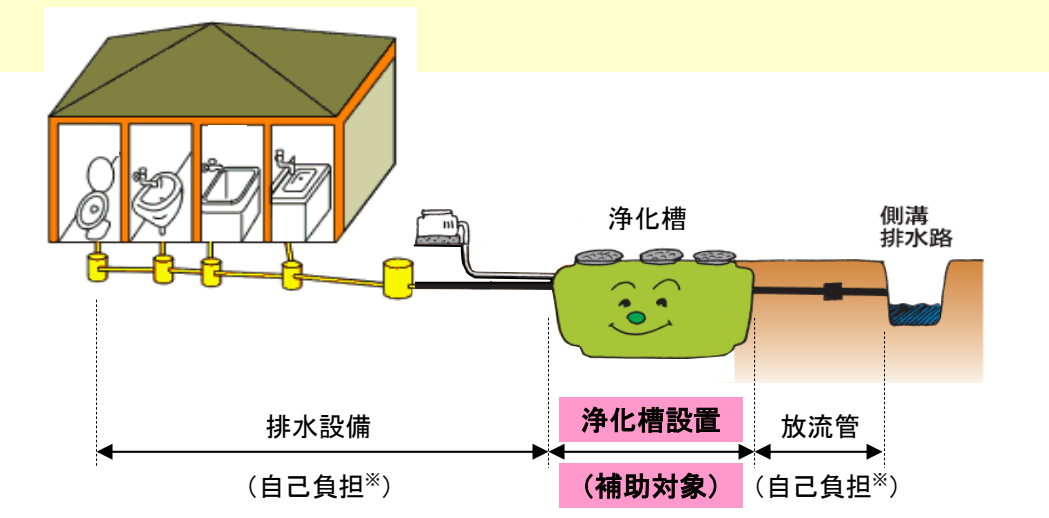
浄化槽のメリットは

- ①きれいな放流水で、身近な小川や水路がきれいに。
- ②水洗トイレで快適生活。
- ③設置スペースはわずかマイカー1台分程度。
- ④強化プラスチック製で、強度・耐久性も安心。
- ⑤工事が短期間ですぐに使用できます。
- ⑥設置者の事情（家屋の新築、改築や資金調達など）に合わせて工事ができます。

複数の業者から見積もりを取ることをおすすめします。

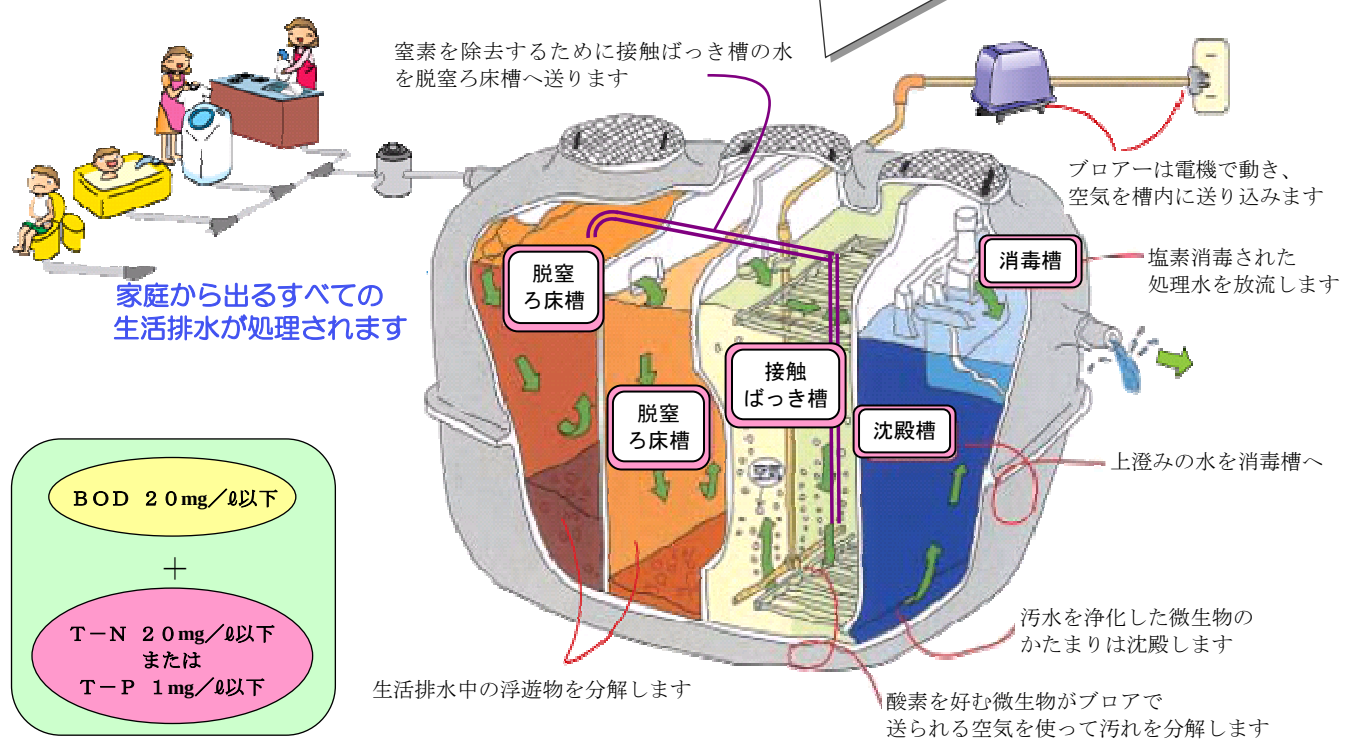
浄化槽設置費補助の対象範囲は

補助の対象は、浄化槽**本体**の**設置工事費**のみです。（放流管などの附帯工事は**自己負担**※）
したがって、家庭からの汚水やトイレのし尿を浄化槽に排除するための排水管、汚水ますの工事や水洗トイレへの改造は、建築物の所有者が**自己負担**※で行うことになります。



※**単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から高度処理型浄化槽への転換の場合、宅内配管工事**（トイレ・風呂・台所等から浄化槽までの流入管、汚水ます、浄化槽から敷地に隣接する側溝までの放流管に係る工事）も**補助対象**（上限**30万円**）となります。
また、高度処理型浄化槽の設置にあたり撤去が必要な**単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去工事**も**補助対象**（単独処理浄化槽は上限**12万円**、くみ取り便槽は上限**9万円**）となります。

浄化槽のしくみ(高度処理型)



BOD 20mg/ℓ以下
+
T-N 20mg/ℓ以下
または
T-P 1mg/ℓ以下